

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 (規約の適用)

株式会社エヌ・シー・ティ(以下「当社」といいます)は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます)が規定する「ケーブルプラス電話 サービス契約約款」(以下「ケーブルプラス電話約款」といいます)により提供されるケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の設備の設置、料金の請求等を当社の定める「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」(以下、「本規約」といいます。)により行うものとします。

2. 当社又はKDDI等(以下あわせて「当社等」といいます)がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、以下の場合に、当社の裁量で民法548条の4の規定により本規約を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の一月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (<https://www.nct9.co.jp>) に広告します。

3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。なお、ケーブルプラス電話の設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等は、変更後の本規約によります。

第3条 (契約の成立)

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを受理したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

1) 電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難 なとき。

2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。

3) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)と判断される場合。

5) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。

第4条 (設備の設置および契約者の履行義務)

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2. 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人のあつときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

5. 契約者は、当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

6. 契約者が、終端装置を破損または紛失したときは、当社が別に定める機器破損・紛失補償費を支払うものとします。

第5条 (契約者が行うケーブルプラス電話の解除)

契約者は、ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき、当社にケーブルプラス電話解除通知を行うものとします。

2. ケーブルプラス電話約款の規定によりケーブルプラス電話契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者が、設備の撤去を当社所定の機器、工法などにより行うものとし、ケーブルプラス電話契約を解除した者は、当社が別に定める解除工事費等を支払うものとします。

第6条 (KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第7条 (契約者の支払い義務)

契約者は、本規約に定める工事費等及びケーブルプラス電話約款の規定によりKDDI等から当社が譲り受けた債権(ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する金額を当社に支払う義務を負うものとします。

2. ケーブルプラス電話約款の規定に基づき、割増金及び延滞利息が発生したときは、契約者はその金額を当社に支払う義務を負うものとします。

3. 支払い義務は、ケーブルプラス電話契約が解除された後も有効に存続するものとします。

第7条の2 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 料金の支払遅延により当社が訪問集金した場合、契約者は、当社規定の集金手数料を支払うものとします。

3. 料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、当社規定の手数料を支払うものとします。

第8条 (支払方法)

契約者は、前条(契約者の支払い義務)の規定により支払う義務を負う金額を、当社の指定する期日に金融機関の口座振替により支払うものとします。

第9条 (サポート)

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDI等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第10条 (契約の解除)

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。

2) 契約の申込みに基づき、「申込書」に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。

4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。

5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。

6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第11条 (パーソナルデータの取り扱い)

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2. ケーブルプラス電話の不具合解析やHGW、EMTAの交換・故障修理を行う場合、当社は、接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供することがあります。

提供先(接続機器製造事業者): 住友電気工業株式会社

目的: 機器の修理及び故障原因の解析のため

対象情報: ①機器の製造番号(MACアドレス)等

②端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ(故障により消去できない場合に限り)

3. 当社は、前項に定める解析結果や修理状況を住友電気工業株式会社から取得することができるものとします。

4. パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第12条 (個人情報)

当社は、保有する加入者個人情報については、別に定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき適正に取り扱うものとします。

第13条 (協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附則

2013年5月1日改訂 2020年4月1日改訂

2014年4月1日改訂 2020年7月1日改訂

2014年5月1日改訂 2020年9月1日改訂

2015年10月1日改訂 2023年5月1日改訂(2023年6月1日施行)

2016年4月1日改訂 2024年1月1日改訂

2019年10月1日改訂

本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社エヌ・シー・ティ (代理店届出番号: 第D1911671号)

〒940-0032 新潟県長岡市干場1丁目7番9号

〔別表〕
料金表

2024年1月1日現在

工事費

解約工事費(同軸ケーブルを利用している場合)

ケーブルプラス電話宅内工事費	15,000円(税込 16,500円)	引込線撤去をとまう工事	10,000円(税込 11,000円)
----------------	---------------------	-------------	---------------------

※税込価格は税率10%に基づく金額です。消費税計算上請求金額と異なる場合がございます。

項目	確認内容	注意事項
停電	停電時にご利用いただけません。	ケーブルプラス電話は停電時にご利用いただけません。(発信・着信ともにご利用いただけません)。携帯電話や公衆電話をご利用ください。
サービスの計画停止について	NCTが提供する電話サービスはメンテナンス作業に伴う計画停止を行う場合があります。	計画停止を行う際は、事前に以下のいずれかの方法でお知らせいたします。尚、緊急を要するメンテナンスについては事前のご案内ができない場合がございます。 a, NCTホームページへの掲載 b, NCTが提供するメールアドレスへのメール送信 c, 書面の郵送 d, 対面説明
タウンページ	タウンページの配布は有料となります。	タウンページの配布は有料となります。タウンページの配布や、料金、お支払い方法等に関するお問い合わせは、タウンページセンター(連絡先:0120-506-309)をお願いいたします。
着信転送	無応答時転送、応答後転送はご利用いただけません。 お申し込み後、転送先番号・転送パターンの登録が必要です。 お申し込みの際は、本人確認書類をご提示いただけます。	ケーブルプラス電話では、「無条件転送」、「スケジュール転送」、「話中転送」の3つの機能をご利用いただけます。NTTの「ボイスワープ」で提供されている「無応答時転送」「応答後転送」機能はご利用いただけません。お申し込み後、転送先電話番号や転送条件等の設定を行い、5分程度間をおいて(スケジュール転送は転送を設定している時間帯に)実際に転送が行われていることをご確認ください。 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード等、官公庁発行書類等で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているものをご用意ください。
番号通知リクエスト	お申し込み後、機能を有効にしてください。	お申し込み時は機能はOFFになっております。ご契約のケーブルプラス電話回線から「148(通話料無料)」をダイヤルし、ガイダンスに従って機能を有効にしてください。
迷惑電話自動ブロック	「同意事項」のご確認・ご同意が必要です。	かかってきた全ての通話について迷惑電話かどうかの判定を行うこと、かかってきた通話の特定の情報をトビラシステムズ(株)に開示することについて、ご同意いただけます。
ナビダイヤル	ナビダイヤルの着信用回線にはご利用いただけません。	ケーブルプラス電話は、NTTコミュニケーションズの「ナビダイヤル」の着信用回線としてご利用いただけません。
通話明細	通話明細は有料となります。	「auお客さまサポート」にて、前月を含む過去3ヶ月以内の通話明細をご確認いただけます。 ※当月の通話明細は確認できません。 月額100円(税込110円)で紙面での通話明細を送付いたします。紙面での通話明細をご希望の際は、別途お申し込みください(通話明細書はJCOMから委託を受けたKDDIが発行します)。
現在ご利用中のサービス	「緊急通報システム」「福祉電話」利用	緊急通報等を行う自動通報装置(電話機)※は、機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、お申し込みいただくことができません。ご不明な場合は緊急通報サービスの提供者や装置製造会社へお問い合わせください。 ※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことのできるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。なお、ケーブルプラス電話を緊急通報システム等の回線として利用した際に生じる工事および被害に対し、エヌ・シー・ティは一切の責任を負いかねます。
	セキュリティサービス利用	ご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	ホームテレフォン・ビジネスフォン	ケーブルプラス電話は個人向けサービスのため、法人用端末のサービス(ダイヤルインや代表組)には対応しておりませんので、ビジネスフォンは利用ができません。また、ホームテレフォンは親子電話やドアフォンとの併用など様々な使い方や配線がありますので、動作としては保証できません。
	電話機能付きドアフォン	別途工事が必要となる場合があります。お客様にてメーカーにご確認いただき、必要に応じて別途電話機をご用意ください。
ケーブルラインへの切替	ホームエレベーター	ケーブルプラス電話は、ホームエレベーターの非常時連絡用回線にはご利用いただけません。 ※一部のホームエレベーターの非常時連絡用回線はご利用可能な場合がございますので、ご利用のサービス提供事業者までお問い合わせください。なお、ケーブルプラス電話をホームエレベーターの非常時連絡用回線として利用した際に生じる工事および被害に対し、エヌ・シー・ティは一切の責任を負いかねます。
	お電話が不通となる期間がございます。	ケーブルプラス電話からケーブルラインへ切替する場合、ケーブルプラス電話は解約、ケーブルラインを申し込みする手続きとなり、お電話が不通となる期間がございます。

「オプションお得パック」「迷惑電話自動ブロック」をお申し込み時の同意事項

迷惑電話自動ブロック(以下「本サービス」)のご利用にあたり、以下(1)~(3)の内容について同意いただけます。

以下(1)~(3)に同意いただけない場合、本サービスはお申し込みいただくことができません。

(1)本サービスでは、本サービスの利用者宛てにかかってきた全ての通話について、迷惑電話かどうかを自動的に判定します。ただし、全ての迷惑電話の正確な判定を保証するものではありません。

(2)迷惑電話データベースの情報精度向上を目的に、利用者ごとに集計した以下の情報を1回/日の頻度でトビラシステムズ株式会社に提供します。

【トビラシステムズ株式会社に提供する情報】

通話ごとの情報 本サービスの標準ブロックリストにある電話番号又は利用者が着信拒否を設定したお客様指定ブロックリストから利用者の固定電話にかかってきた通話についての次の情報

①発信日時 ②発信元電話番号(非通知等の場合はその旨) ③本サービスによって着信を拒否・許可した状況 ④通話時間

利用者ごとの情報 ⑤利用者の固定電話の電話番号(下4ケタは隠蔽) ⑥その日の着信回数(発信番号通知・非通知別)

(3)契約者と利用者が異なる場合、上記情報提供がなされることについて契約者は利用者に説明します。